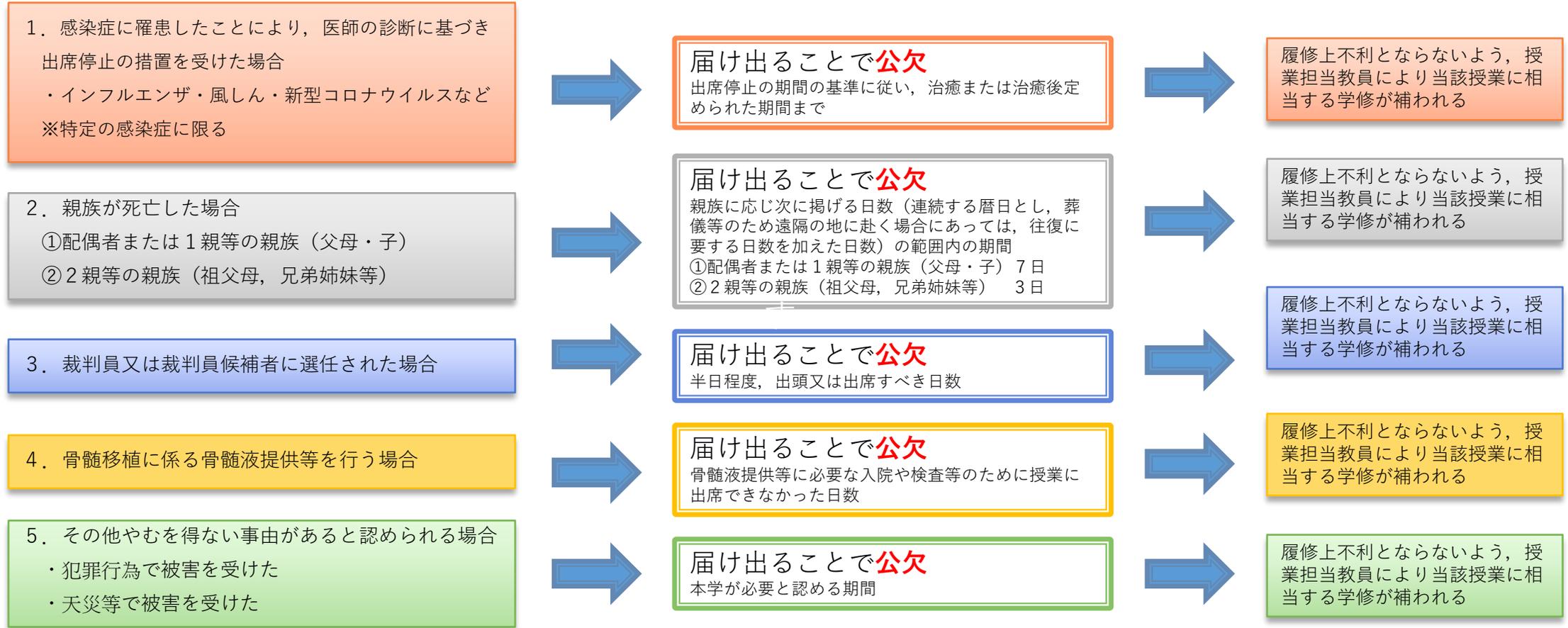


# 授業の公認欠席（公欠）の取扱いについて＜概念図＞

公欠となる事由は、以下の1～5の場合です。該当する場合は、各学務課にご連絡ください。



## 【注意】

- ◆ 公欠により授業を欠席する場合は、直ちに各学務課に連絡した上で、公欠の事由が終了した後、原則7日以内に「公欠届」と必要な書類を併せて提出してください。
- ◆ 上記以外の授業欠席については、公欠になりません。別途「欠席届」または「長期欠席届」を提出してください。